課税標準価格表示への切替えについて

課税標準価格表示はコロナ後の経済不況を打開して社会を明るくします。
一方で、総額表示義務【価額＋消費税】を原因として消費税の収奪、買いたたきや転嫁拒否などの行為が生じており、そのカラクリは下図のとおりです。

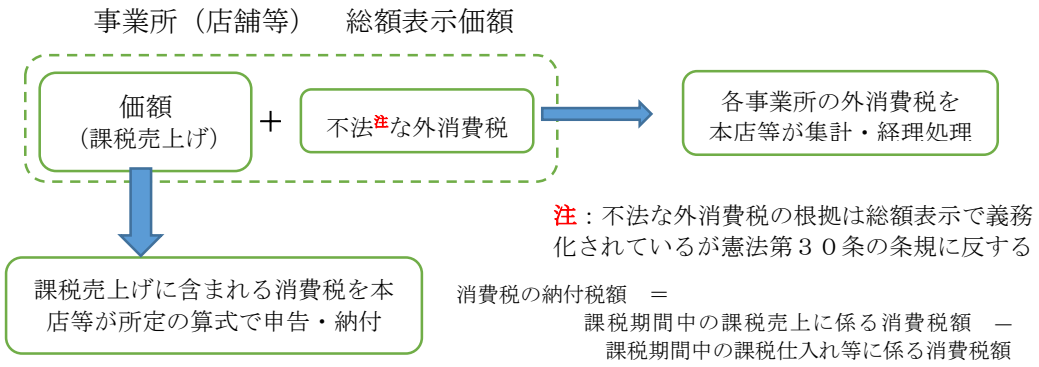

上図で企業は少なくとも「消費税納付額－Σ不法な外消費税」の額を収奪しているのが分かります。
しかし、消費税法第６３条の「価格の表示」のとおり「消費税＝課税標準額に消費税率を乗じる額」とすれば、外消費税でないので収奪はありません。

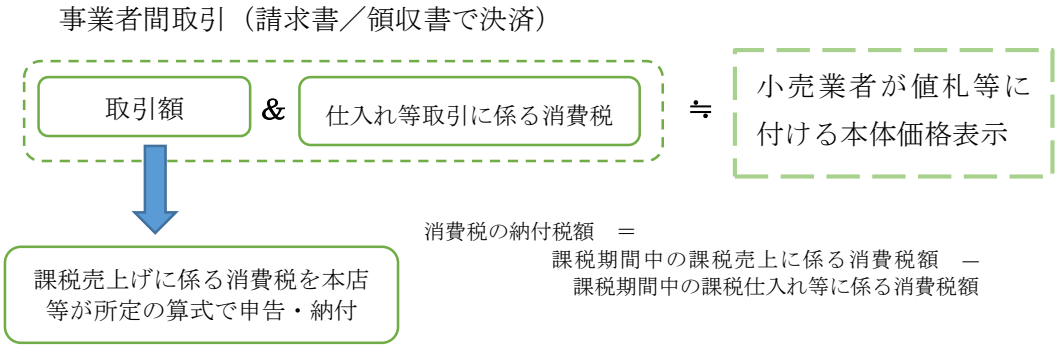

事業者間取引の商談で、見積書・請求書／領収書に「取引額（課税標準額）及び消費税額」を記載すれば買いたたきや転嫁拒否等の行為は生じません。
川上の事業者は取引額×消費税率の額から仕入れに係る消費税を控除した額を税務署に申告・納付します。

「課税標準額」に消費税率を乗じた額が価格に転嫁され、この転嫁額から仕入れに係る消費税を控除した額が国税の消費税です。
本体価格は仕入れに係る消費税を含んでいるので、本体価格×（１＋消費税率）で表す総額表示は収奪をそそのかす表示であり、不法です。

課税標準価格表示（＝課税標準額＋消費税）に切替える事業者は、その旨を文書等で需要者に分かるようにお知らせし、次のように対応しなければなりません。

・事業者が備える電子決済システムは課税標準価格表示に対応できること。
・対面決済の事業者は、領収額を課税標準価格（本体価格）の売上げとすること。
・料金等の自動引落しを行う事業者は、間接消費税込み請求額を引落すこと。

事業者に外消費税を収奪させる行為は日本国憲法第３０条の条規に反しており、二重課税を強いる総額表示特別措置法はその失効期日を待つことなく無効であり、政府は然るべき措置をとるべきです。

「課税標準価格＋社会貢献拠金の電子決済統合システム」

この統合システムは、地域住民の合意のもと日々の支払いを電子決済する場合に適用するもので、課税標準額×（１＋消費税率 10%）×（１＋社会貢献拠金率 5%）を運用します。
課税標準額が９０９円であるときの課税標準価格 1000 円に、消費者が 909 円×5%拠金率＝45 円の社会貢献拠金に同意すれば 1045 円が決済額です。

消費者が支払う社会貢献拠金額は、自治体・自治会などコミュニティの開設する口座に入金され、累積し、コロナ後の経済復興、自然災害からの復旧、～地域・自治会の活性化、自治会費などの無償化にコミュニティが使います。

なおこの統合システムは、課税標準価格表示に切替えた事業者が備える電子決済システムに住民コミュニティが承認したＩＣモジュールを付加して運用されます。

2020.05.25

NPO ソーシャルデザイン機構
代表　清水　博　　http://www.selfdecl.jp/
滋賀県守山市今市町１３９－４